



 **NATTY SWANKY**

 餃子 肉汁餃子のダンダダン

 **GRIP**  
FACTORY

資金調達に関する補足説明資料

株式会社NATTY SWANKYホールディングス

証券コード：7674

2026年6月19日

I .資金調達の目的及び資金使途 P.3

II .本ファイナンスの概要 P.5

III . Q&A P.9



# I .資金調達の目的及び資金使途

# 資金調達の目的及び資金使途

## 資金調達の目的

- **店舗網の拡大に向けた事業戦略強化のための資金確保**
- **財務基盤の強化による資金調達余力の拡大**
  - 今次調達により、店舗出店の加速を図るとともに自己資本の拡充による財務基盤の強化により、中長期的な資金調達余力を高め、当社グループの更なる発展を実現し、企業価値の向上を目指してまいります

## 資金使途

- ① **直営店舗新規出店に伴う設備投資関連費用**
  - 国内に、当社の出店基準を満たす潜在的な商圈（乗降客数3万人以上の駅）があると見込んでおり、競争優位性をリサーチの上で出店を加速します
- ② **既存の当社直営店舗の改装、店舗内設備等の修繕費**
  - 既存店舗の改装及び設備修繕を通じ、店舗収益力の向上を図ります
- ③ **新規出店に伴う人件費及び人材採用費やその他費用**
  - 当社の強みである店舗でのサービス・クオリティを伴った出店戦略のために人的資本への投資（優秀な人材の拡充）を図ります

#	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①	直営店舗出店の設備投資関連費用	450	2026年8月～2029年1月
②	既存の当社直営店舗の改装、店舗内設備等の修繕費	100	2026年8月～2029年1月
③	新規出店に伴う人件費及び人材採用費やその他費用	113	2026年8月～2029年1月
	合計	663	-



## Ⅱ.本ファイナンスの概要

# 本ファイナンスの概要

	行使価額修正条項付第3回新株予約権 (停止指定条項付)	行使価額修正条項付第4回新株予約権 (停止指定条項付)
割当予定先	みずほ証券	
資金調達総額	約4.1億円 (当初行使価額ベース)	約2.5億円 (当初行使価額ベース)
新株予約権の個数	1,650個	790個
潜在株式数/議決権比率	165,000株 / 6.75%	79,000株 / 3.23%
権利行使可能期間	2年間 (2026年7月7日~2028年7月6日)	
当初行使価額	2,510円 (決議日前日終値の92%)	3,270円
上限行使価額	なし	
下限行使価額	1,910円 (決議日前日終値の70%)	3,270円 (当初行使価額の100%)
行使価額修正条項	各行使請求の効力発生日の直前取引日終値の92%に相当する金額に修正 (ただし、下限行使価額は下回らない)	
停止指定条項	当社は停止指定期間を指定することにより、割当先に一定期間行使を行わせないようにすることが可能	
当社による任意取得	2週間以上前の事前通知により、当社は残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能	

注： 詳細は2026年6月19日公表のプレスリリース「第三者割当による行使価額修正条項付第3回及び第4回新株予約権(停止指定条項付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

## 既存株主の皆様の利益を最大限配慮しながら、 さらなる企業価値向上に向けた成長投資資金を確保することを目的としています

### 1 過度な希薄化への配慮

- 本新株予約権においては、発行後の株価推移にかかわらず、行使に伴い増加する株式数は一定であり、上限が固定されています
- 最大の交付株式数は244,000株であり、希薄化率（対議決権総数）は9.98%に限定されています
- 株価に応じて潜在株式数が増加し得る転換社債型新株予約権付社債（一般的なMSCB）とは性質が異なります

### 2 株価への影響に配慮する設計

- 修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計
- 停止指定条項が付与されており、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定先であるみずほ証券による本新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することが可能

### 3 柔軟性のある資本政策の確保

- 資本政策の変更が必要となった場合、回号ごとに当社の判断により残存する本新株予約権の全部を取得することが可能

# 本ファイナンスの仕組み

## 第3回号は資金調達の蓋然性を確保、 第4回号は希薄化を抑制しつつアップサイドを享受



注： 上記はイメージであり、当社株価が上記の通り推移することを約束するものではありません



# III. Q&A

## 質問

## 回答

### ① 資金調達の目的は？

- 今次の資金調達は、①直営店舗の新規出店に伴う設備投資関連費用、②既存の当社直営店舗の改装、店舗内設備等の修繕費、③新規出店に伴う人件費及び人材採用費やその他費用に充当する計画であり、支出予定時期は2026年8月～2029年1月までを想定しています。
  - 上記各資金を調達することで、店舗網の拡大に向けた事業戦略強化を図るとともに、自己資本の拡充により財務基盤を強化することで、中期的な事業拡大に向けた資金調達余力を高め、当社グループの更なる発展を実現し、企業価値の向上に資すると判断いたしました。
- 【参照箇所：プレスリリースP 2 - 4『2.募集の目的及び理由（1）資金調達の目的』】

### ② このタイミングでの調達となった理由は？

- 2025年12月に席料導入、2026年3月に価格改定を実施し、業績回復の兆しが見えてきたことを受け、成長フェーズへの移行として店舗網拡大に向けた事業戦略の強化を進めるべきタイミングと判断いたしました。中長期的な成長に向けて事業環境の変化へ迅速に対応し、優先課題への取り組みを継続しながら、成長戦略を着実に推進してまいります。
  - また、企業価値の継続的な向上には、借入依存を抑えつつ、有利子負債の削減で確保した財務基盤を維持し、手元流動性を確保しながら自己資本を拡充していくことも重要だと考えております。
  - 他の資金調達手法も含めて検討した結果、既存株主の利益に配慮しながら、急激な希薄化を抑制し資本増強が可能である本手法は当社のニーズに合致するものであると判断した結果、今回のタイミングでの資金調達に至りました。
- 【参照箇所：プレスリリースP 2 - 8『2.募集の目的及び理由』】

質問	回答
③ 今回の資金調達スキームを選んだ理由を教えてください	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 様々な調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかとともに、既存株主の利益に十分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを重視いたしました。</li><li>■ また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。</li><li>■ その結果、当社は本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。</li></ul> <p>【参照箇所：プレスリリースP 6 - 8 『2.募集の目的及び理由 (3)資金調達方法の選択理由』】</p>
④ なぜ2回号建てのストラクチャーを選択したのか	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における当社の中長期的な資金調達が可能となり、株価の上昇に合わせて段階的に新株予約権の行使及び資金調達が進むストラクチャーを志向いたしました。</li><li>■ 第4回新株予約権については、その下限行使価額が現状の株価対比で高い水準に設定されているため、当該下限行使価額を上回って株価が上昇した局面においてのみ、行使がなされる設計となっております。</li></ul> <p>【参照箇所：プレスリリースP 6 - 8 『2.募集の目的及び理由(3)資金調達方法の選択理由』】</p>

質問	回答
<p>⑤ 調達規模の合理性は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大244,000株（議決権2,440個相当）であり、2026年1月31日現在の当社発行済株式総数2,447,320株（総議決権数24,446個）に対して最大9.97%（当社総議決権数に対し最大9.98%）の希薄化が生じるものと認識しております。</li> <li>■ しかしながら、当社直営店舗の新規出店に伴う設備投資関連費用、既存の当社直営店舗の改装、店舗内設備等の修繕費、新規出店に伴う人件費及び人材採用費やその他費用に充当することで、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益力の向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えております。</li> <li>■ これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。</li> </ul> <p>【参照箇所：プレスリリースP13『5.発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠』】</p>
<p>⑥ 割当先としてみずほ証券を選んだ理由は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社は、1）資金調達の目的に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2）株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めてまいりました。</li> <li>■ そのような状況の中、割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームが、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断いたしました。</li> <li>■ 当社は、割当予定先が①従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、③総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。</li> </ul> <p>【参照箇所：プレスリリースP14『6.割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由』】</p>

# Q&A (4/4)

質問	回答
⑦ 停止指定条項の内容はどのようなものか？	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社は、割当予定先に対して、停止指定をすることができます。停止指定期間は、割当日の翌々取引日である2026年7月8日から行使期間最終日の6ヵ月前である2028年1月6日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。</li><li>2. 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。</li><li>3. 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。</li></ol> <p>【参照箇所：プレスリリースP5『2.募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要〈停止指定条項〉』】</p>
⑧ 行使価額の修正を、東証終値から92%としている理由は？	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て設定いたしました。</li></ul> <p>【参照箇所：プレスリリースP12『5.発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容』】</p>

# 注意事項

---

本資料は、当社の第三者割当による行使価額修正条項付第3回及び第4回新株予約権（停止指定条項付）の発行に関する情報提供を目的としたものであり、当社への投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料で記述されている当社の計画、戦略、判断等の将来に関する内容は、現時点で入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、潜在的なリスクや不確実性が含まれています。そのため、経済情勢、景気動向、為替変動、事業環境等の様々な要因の変化により、実際の業績等は本資料に記述されている内容とは大きく異なる可能性があります。

将来に関する記載について、当社はいかなる表明や保証をするものではなく、またこれを更新する義務を負いません。投資を行う際には、必ず投資家ご自身の判断で行っていただくようお願いいたします。